

第 2 回工作物 WG における論点

1 事前調査について

1) 事前調査の対象について

- ・建築物については、石綿飛散防止（建材等の切断等・除去・取り外し時の飛散、除去・取り外し後の運搬等時の飛散を含む）の観点から、事前調査を要しないと考えられる作業について以下の（１）～（３）の考え方により整理するとしているところ、工作物についても同様の考え方で事前調査を要しない作業を整理できるか。

（１）切断等・除去・取り外しの対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、それらの切断等・除去・取り外し時に建築物（石綿を含有する可能性のあるもの）を損傷させるおそれのない作業

例）手作業で容易に取り外すことが可能、ボルト・ナットで固定しているような固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業など

※ 加工等時に損傷のおそれがない作業であっても、石綿含有の可能性のあるものを、加工等の後に運搬等を行う場合は、運搬等の際の対策が必要であり、調査の対象とする。

（２）建築物に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業

例）画鋲を壁に刺す、釘を打って固定する（刺さっている釘を抜く）など

（３）現存する建材・材料等の除去は行わず、新たな建材・材料を追加するのみの作業

例）既存塗装の上に新たに塗装を塗るなど

- ・また、例えば、平成 18 年 9 月より前に建造された工作物であっても、法令等に基づく定期検査に向けた修理・修繕により、すでに石綿が使用されていないことが制度的に担保されているような部位があり、当該部位を、工作物のその他の部位を損傷させることなく修理等を行うような作業が想定されるか。

- ・その他、物の性質上、石綿が含まれていないことが明らかな工作物については、当該工作物工事全体について、事前調査を要しない作業と整理できないか。

例）鳥居、鉄道線路などの建造の際に、石綿含有建材が使われていないことが明らかな工作物（参照 別添 1：工作物における石綿の使用状況等（国土交通省調査まとめ））

2) 事前調査者の資格要件について

- ・ 工作物の事前調査については、その適切な実施を確保するため、建築物に係る事前調査と同様に、一定の知識等を有する者による調査が必要なのではないか。
- ・ この場合、石綿に関わる工作物の調査に必要な知識等としては、どのような内容が考えられるか。

※第1回WGでの関連する意見。

➤建築物の講習に工作物に関する内容を加えることにより、工作物に係る事前調査にかかる知識は得られるのではないか。

➤建材について、建設材料と考えれば、建築物にも工作物にも同じ建材が使われていると考えられるため、建材に関する知識は重複するのではないか。

※事務局が日本保温保冷材工業協会の会員企業に行ったヒアリングでの意見

➤配管保温材を中心にプラントや発電所の工事をやっているが、事前調査を行うに当たっては、石綿に関する基礎知識に加えて、プラントや発電所のどこに石綿が使われていたのか、いつ頃の年代まで使用されてきたのかといった知識等があれば足りる。建築物石綿含有調査者講習の内容には、プラント等の事前調査と関係ない部分も多い。

➤プラントや発電所の中で石綿含有材料が使われている可能性のある箇所等と、例えば鉄道施設、道路施設、水道管などにおけるものとは、状況が異なるので、工作物を一つにまとめて教育内容を共通化することは難しいのではないか。

- ・ 工作物の調査を行う者の資格については、建築物石綿含有調査者に上乘せするのではなく、石綿に関する基礎知識といった建築物の調査と共通するものに加え、工作物の種類ごとに、例えば共通点の多いものをグループ化して、そのグループごとに別の講習制度を設けるようなことは考えられるか。

2 簡易届出制度の対象について

(届出対象とする作業の範囲)

- ・ 工作物については、石綿が使用されている可能性が高いと考えられる建築物と異なり、物の性質上又は過去の石綿使用実績等から、石綿が使用されている可能性の高い工作物が一部に特定されているといえるか。
- ・ 仮に特定されているといえる場合、簡易届出の対象については、石綿が使用さ

れている可能性の高い工作物に係る作業を対象とすることとしてはどうか。

- ・具体的には、別添2（工作物例と石綿使用例の表）に示す工作物のうち、使用実績が既存の資料等で確認できる工作物（色塗されているもの）から、石綿が使用されている可能性の高い工作物を抽出するなどして、簡易届出の対象と整理してはどうか。

（定期修理の取扱い）

- ・工作物については、建築物とは異なり、一定の期間ごとに定期修理が行われていると想定されるものがあるが、上記の整理で簡易届出の対象と整理した工作物であっても、平成18年9月に石綿の製造使用等が禁止された以降に建造されたものについては、石綿が使用されていないことが明らかである一方で、定期修理の度に建造年月日の届出を求める（建築物に係る整理では、平成18年9月以降に新築された建築物の解体・改修については、事前調査結果として着工年月日を届出させることとされた）のは、合理的か。
- ・こうした平成18年9月以降に新築された工作物については、制度改正後の初回の定期修理時に建造年月日の届出を求め、その後の定期修理時は届出不要と整理してはどうか。
- ・平成18年9月以前に建造された工作物であっても、工事の対象物について、定期修理により石綿含有物がなくなっていることが明らかであるものについては、当該物の定期修理については、上記1（1）と同様の整理が可能か。

3 その他

- ・作業状況の記録の保存について、プラントについては、工事業者が自由に写真を撮ることが困難な場合が多いとの意見等があったことを踏まえ、作業状況等の記録にあたって、考慮すべきことがあるか。
- ・例えば、工事の発注者なども含めた関係者の意見を聞きつつ、工事業者が写真等による記録を残すことができるような方策について検討してはどうか。

日本保温保冷材工業協会の会員企業へ行ったヒアリング概要

○調査者資格について

- ・配管保温材を中心にプラントや発電所の工事をやっているが、事前調査を行うに当たっては、石綿に関する基礎知識に加えて、プラントや発電所のどこに石綿が使われていたのか、いつ頃の年代まで使用されてきたのかといった知識等があれば足りる。建築物石綿含有調査者講習の内容には、プラント等の事前調査と関係ない部分も多い。一方で、保温保冷で使用する石綿含有製品（塗材、マスチック類）は、保温保冷専門会社なら知り得ていることであるが、建築物石綿含有調査者講習では教えていない材料である。
- ・プラントや発電所のことは分かるが、例えば鉄道施設、道路施設、水道管などは全く知識が異なるので、共通化はできない。

○簡易届について

- ・プラントや発電所は、頻繁に使用する配管などの施設は、定修などですでにアスベスト含有製品は交換されている可能性が高いが、使用頻度の低い箇所は、まだアスベストが残っているところも多い（従って、定修をやっているからといって、アスベストがないとは言い切れない）。

○作業届の計画届への統合について

- ・すでに大気汚染防止法では14日前の届出となっているので特に問題ない。

○作業の写真等による記録について

- ・川崎市や横浜市では条例で作業完了届として作業の状況などを写真で記録したものの提出が必要となっており、写真での記録は行っている。
- ・ただし、写真撮影やどういった写真を提出するかについては施主の許可が必要（特許に関わるような場所は撮影できない場合が多い）。
- ・全く写真撮影を許可しない業界もある。
- ・写真による記録の義務付けは施工業者だけにいわれても厳しいので、施主に対しても何らかの配慮を求めてほしい（施主が許可を出すようにしてほしい）。
- ・写真の代わりに文章で記録することは非現実的。とてもそんな手間はかけられない。

○その他

- ・プラントなどの工事でレベル2の保温材を除去するときは、みなしでやることが多い